

重要事項説明書

1 担当する介護支援専門員

担当

連絡先 092-588-3230（午前9時00分～午後6時00分）

2 事業所の概要

事業所名	フォーユー
所在地	福岡県春日市須玖南5丁目27
介護保険種類・指定番号	居宅介護支援・介護予防支援 (4073101737)
連絡先	TEL 092-588-3230 FAX 092-588-3231
営業日	月曜日～金曜日（祝日、夏季：8/13～8/15、 年末年始：12/30～1/3を除く）
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで
サービス提供実施地域	春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、 福岡市

3 当事業所の法人概要

事業者名	株式会社 シュトック
所在地	福岡県春日市一の谷1丁目22番地
連絡先（代表）	TEL 092-707-8145 FAX 092-404-6151
代表者	代表取締役 桑野 志奈

4 当事業所の従業員

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者 (介護支援専門員と兼務)	事業所の従業員の管理及び業務の管理を 一元的に行う	1名
介護支援専門員 (内1名は管理者と兼務)	居宅介護支援業務を行う	5名以上
事務員等	必要な事務を行う	

5 事業の目的・運営方針

事業の 目的	介護保険法の理念に基づき、利用者等からの相談に応じ、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向等を基に介護サービス又は高齢者福祉サービスを適切に利用できるようなサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。また、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
-----------	--

運営方針	・介護保険法令の遵守 ・公正中立な居宅介護支援・介護予防支援の提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようケアプランの作成を行う等
------	--

6 提供する居宅介護支援サービスの内容

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画 介護予防サービス計画 (ケアプラン) の作成	1 自宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報収集し、課題を把握します。 2 支援事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に複数提供し、当該指定居宅介護支援事業所において作成された計画数の訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が占める割合につき説明を行い、理解を得られるよう努めます。また、選定理由を求められた場合にも丁寧に説明を行います。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだケアプランの原案を作成します。 4 指定サービス提供事業等について、保険給付の対象となるサービスと、対象外（自己負担）を区分して、その内容や利用料等を利用者や家族に説明し、意見を伺います。 5 ケアプランの原案は、利用者や家族、指定サービス提供事業所等と協議したうえで必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。
指定サービス提供事業者等との連絡調整・便宜の提供	1 ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定サービス提供事業者等との連絡調整を行います。 2 利用者が介護保険施設等への入所又は入居を希望した場合には、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援を行います。
サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価	1 利用者及び家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更を行います。
給付管理	ケアプランの作成後、その内容に基づきサービス利用票・提供票による給付管理を行い、毎月の給付管理票を国民健康保険団体連合会に提出します。
医療との連携・主治医への連絡	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は利用者の同意を得たうえで関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
ケアプランの変更	利用者がケアプランの変更を希望した場合又は当事業所が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重し、合意のうえ、計画の変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
サービス提供記録の閲覧・交付	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。（但し、別紙に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。） ・利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

介護支援専門員の変更	担当する介護支援専門員を変更することができます。変更を希望する場合は、当事業所の管理者にご相談下さい。
------------	---

7 サービスの利用料及び利用者負担

当事業所のサービス（ケアプランの作成・変更、サービス提供事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

要介護度 区分 取扱い件数区分	要支援1・2	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの 利用者の数が45人未満の場合	介護予防支援費Ⅱ 5,050円	居宅介護支援費Ⅰ i 1 16,124円	居宅介護支援費Ⅰ i 2 19,602円

※上記の「利用者の数」とは、指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数です。

※当事業所は管理者として主任介護支援専門員を配置し、人材育成の取り組みの促進、他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施など地域のケアマネジメント機能を向上させる取り組み、地域包括支援センターなどが実施する事例検討会などへの参加を行い、支援困難ケースでも適切に対応できるように体制整備を図っていることで特定事業所加算を算定しています。

その他の加算 (居宅介護支援・介護予防支援)	加算額	内容
初回加算	3,210円	・新規に居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合
その他の加算 (居宅介護支援)	加算額	内容
入院時情報連携加算Ⅰ	2,675円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報を提供した場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,140円	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報を提供した場合(Ⅱ)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,815円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合(Ⅰ)イ 連携1回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,420円	(Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,420円	(Ⅱ)イ 連携2回以上
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,025円	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,630円	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
通院時情報連携加算	535円	1月につき

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了30日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。

10 プライバシーの保護

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者や家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、指定サービス提供事業者等の利用調整を行う際に必要な場合は、「個人情報の利用目的」により対応します。

11 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な措置を講じます。

- (1) 管理者を虐待防止に関する責任者として選定しています。
- (2) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 当事業所従業者または指定サービス提供事業者または養護者による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

12 事故発生時の対応等について

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援・介護予防支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援・介護予防支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。

13 緊急時における確認事項

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

14 サービスの苦情相談窓口

当事業所に対する苦情、又はケアプランに基づいて提供された指定サービス提供事業者に関する苦情・相談があった場合は、速やかに対応を行います。

苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

○ 当事業所の苦情相談窓口

担当	連絡先	092-588-3230
桑野 志奈	FAX	092-588-3231

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859
春日市地域共生部高齢課	092-584-1111
大野城市すこやか福祉部介護支援課	092-501-2211
筑紫野市役所健康福祉部高齢者支援課	092-923-1111
太宰府市役所健康福祉部介護保険課	092-921-2121
那珂川市健康福祉部高齢者支援課	092-953-2211
福岡市南区役所福祉介護保険課	092-561-2131
福岡市博多区役所福祉介護保険課	092-441-2131
福岡市東区役所福祉介護保険課	092-631-2131
福岡市中央区役所福祉介護保険課	092-714-2131
福岡市早良区役所福祉介護保険課	092-841-2131
福岡市西区役所福祉介護保険課	092-881-2131
(	)

居宅介護支援・介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 福岡県春日市一の谷1丁目22番地

名 称 株式会社 シュトック 印

説明者 氏 名

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 氏 名

上記代理人 氏 名 (続柄)
(代理人を選定した場合)